

高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成 1 7 年 (基準年)	平成 2 7 年 (基準年の 10 年後)
	都市計画区域内人口		294.3 千人
市街化区域内人口		223.1 千人	※ 1 222.6 千人
配分する人口		—	218.3 千人
保留する人口		—	※ 2 —
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

※ 1 平成 27 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

※ 2 広域都市計画圏の人口フレームによる。

理 由

高崎市内の分譲中の工業用地は現在わずかであり、地域経済の活性化と雇用促進を図るため、中核市にふさわしい工業水準を備えるために新しい工業用地の整備が必要となっている。

そうした中で平成 25 年度に供用開始されることとなった高崎玉村スマートインターチェンジ周辺は、群馬県及び高崎市の上位計画において「新たな産業拠点」として位置づけられており、(都)高崎駅東口線(東毛広域幹線道路)沿道周辺を含む下記区域を業務・流通・工業・その他産業機能の立地集積を図る区域として別添計画図表示のとおり、計画的市街地整備を進めるべき区域として、市街化区域に編入するものである。

記

1 スマート I C 周辺工業団地 地区：

高崎工業団地造成組合による開発事業の実施が確実である区域 面積 64.3ha

高崎都市計画区域区分の変更 新旧対照表

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	新		旧	
		平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口		294.3 千人	293.6 千人	294.3 千人	293.6 千人
市街化区域内人口		223.1 千人	222.6 千人	223.1 千人	222.6 千人
配分する人口		—	218.3 千人	—	218.3 千人
保留する人口		—	—	—	—
(特定保留)		—	0.0 千人	—	0.0 千人
(一般保留)		—	—	—	—

※1 平成 27 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

※2 広域都市計画圏の人口フレームによる。

高崎都市計画 区域区分の変更

総括図

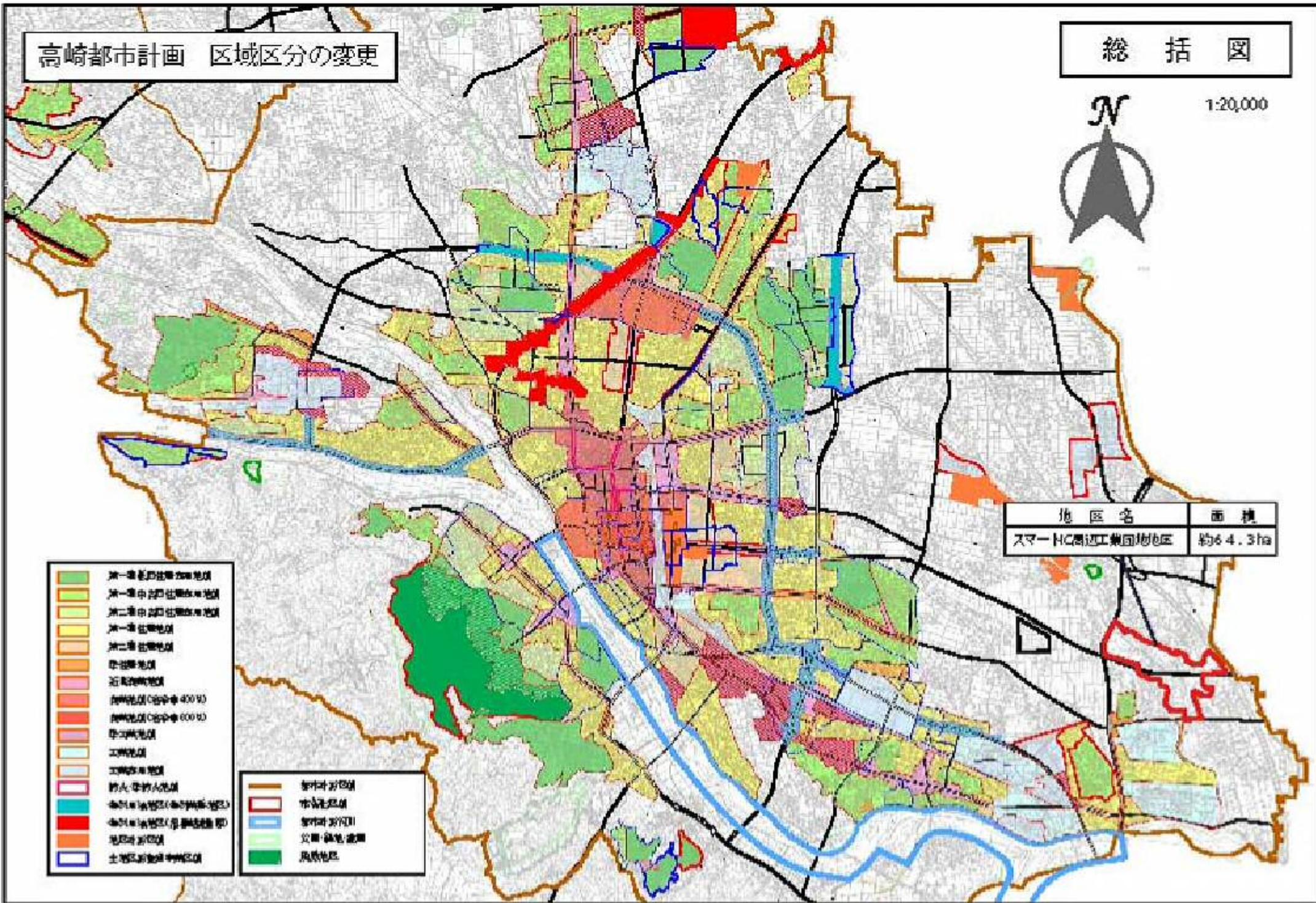
1:20,000



地区名	面積
スマートIC周辺工業団地地区	約64.3ha

- 第一種近郊住居地域
- 第二種近郊住居地域
- 第三種近郊住居地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近郊緑地地域
- 準緑地地域(容積率40%)
- 準緑地地域(容積率60%)
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 第一種特別用途地域
- 第二種特別用途地域(準工業地域)
- 第三種特別用途地域(準工業地域)
- 第四種特別用途地域
- 土地区画整理特別地域

- 都市計画区域
- 市界地区
- 都市計画区域
- 公園・緑地・遊園
- 風防地区



高崎都市計画 区域区分の変更

計 画 図

1:2,500



地区名	面積
スマートIC周辺工業団地地区	約64.3ha

- ①-② 前橋-長野線 道路境界
- ②-③ 東毛広域幹線道路 道路境界
- ③-④ 既存工業団地 区域界
- ④-⑤ 道路境界(G399号線)
- ⑤-⑥ 水路境界一部道路境界
- ⑥-⑦ 道路境界(G397号線)
- ⑦-⑧ 地籍地境界(可川管理道)
- ⑧-⑨ 国道354号 道路境界
- ⑨-⑩ 道路境界(G382号線・G86号線) 一部町界
- ⑩-⑪ 雑 界
- ⑪-⑫ 道路境界(G380号線) 一部雑界
- ⑫-⑬ 東部幹線 東毛広域幹線道路 国道354号道路境界
- ⑬-⑭ スマートIC 道路境界
- ⑭-⑮ 道路境界(G343号線)
- ⑮-⑯ 雑界 一部延長
- ⑯-⑰ 道路境界(G327号線)
- ⑰-⑱ 地籍地境界(雑界) 一部雑界
- ⑱-⑲ 地籍地境界(既存水路) 可川管理道

	区域区分境界線
	第一種居住区域境界線
	第二種居住区域境界線
	第一種工業区域境界線
	第二種工業区域境界線
	準工業区域
	近郊緑地
	河川緑地(河川幅400m)
	河川緑地(河川幅400m)
	準河川緑地
	公園
	公園

